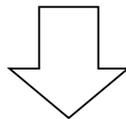


私有地に不法投棄された一般廃棄物搬入の申請手続きの流れ

私有地に不法投棄された一般廃棄物は、土地所有者・管理者が、警察に届出後、不法投棄行為者が特定できない、かつ自己搬入が可能な場合に、市の処理施設で処分することができ、**ごみ処理手数料が免除**になります。
(市の処理施設で処理できないもの、又は土地所有者・管理者が事業者である場合で産業廃棄物にあたるものは、受入れできません。)

① 警察への届出

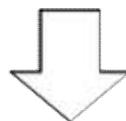
土地所有者・管理者は、警察に届出をして、不法投棄の行為者が特定できないことを確認してください。



② 現地での立会い（現地確認）

市の処理施設に搬入できないものもあるため、現地にて、市の職員、土地所有者・管理者の立合いのもと、搬入できる廃棄物の確認や、搬入日の協議、搬入時の注意事項の確認を行います。その場で、「手数料減免申請書」の記入及び「手数料減免決定書」の交付を行います。

立会い日時調整のため、事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。



③ 不法投棄物を市の処理施設へ自己搬入する

搬入の際は、**「手数料減免決定書」を持参してください。**

市の処理施設では、搬入の都度、**必ず土地所有者・管理者が受付を**
行ってください。